

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第27条第3項及び第7項の規定による負担金の徴収に関すること。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。ただし、農政部の項27の事項及び32の事項の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令

北海道訓令第9号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の保健福祉部保健医療局医務薬務課の事項第1項の課長専決事項の欄第3号中「第68条において準用する民法（明治29年法律第89号）第40条及び第56条」を「第44条第3項」に、「及び理事」を「の所在地又は理事」に、「定め、並びに仮理事を選任する」を「定める」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（4） 第46条の4第5項の規定に基づき、医療
法人の仮理事を選任すること。

別表第2の農政部農業経営局農業支援課の事項第1項の課長専決事項の欄第3号中「第58条第3項」を「第56条の2第4項」に改める。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項に次の2項を加える。

33 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）の施行に関する事務

（1） 第4条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定
間伐等促進計画の作成又は変更について市町村から協議を受けること。

（2） 第4条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定
間伐等促進計画の写しを受理すること。

34 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の施行に関する事務（美しい森林づくり基盤整備交付金に限る。）

（1） 第5条の規定に基づき、交付金の交付の申請を受理すること。

目 次

規 則	ページ
○支庁長事務委任規則の一部を改正する規則……………（人事課）	1
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	1

規 則

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第107号

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則

支庁長事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

農政部の項4の事項(3)中「第42条」を「第33条の6」に改め、同事項(3)の次に次のように加える。

（3の2） 同法第34条の2第3号の規定による財産の状況又は業務の執行に関する監事からの報告の受理に関すること。

農政部の項4の事項（6の2）中「において準用する民法第83条」を削り、同事項(7)中「農業災害補償法第71条第2項」を「同法第73条の3第2項」に改め、同項27の事項中「機構営農用地整備事業等負担金等徴収条例」を「独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業等負担金等徴収条例」に改め、同事項(1)中「第2条」の次に「及び第3条」を加え、同事項(2)中「第3条」を「第4条及び第5条」に改め、同項32の事項を次のように改める。

32 独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）に基づく次に掲げること。

（1） 同法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第24条第3項及び第7項の規定による負担金の徴収に関すること。

（2） 独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第3項の規定によりなおその効力を有する

- (2) 第6条第1項の規定に基づき、交付金の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施すること。
- (3) 第7条第1項の規定に基づき、交付対象事業に要する経費の配分の変更の承認、交付対象事業の内容の変更の承認、交付対象事業の中止又は廃止の承認並びに交付対象事業が予定期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示に関する事務のうち、申請又は報告に係る書類等の受理、審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施すること。
- (4) 第9条第1項の規定に基づき、交付金の交付の申請の取下げを受理すること。
- (5) 第12条の規定に基づき、交付対象事業の遂行状況に関する報告を受理すること。
- (6) 第14条（第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、交付対象事業の実績報告書等を受理すること。
- (7) 第15条の規定に基づき、交付金の額の確定に関する事務のうち、交付金実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行うこと。
- (8) 第23条第1項の規定に基づき、報告の徴収又は立入検査若しくは関係者に対する質問を実施すること。

別表第4の保健福祉事務所第13項第7号中「第55条において準用する民法第77条第2項」を「第46条の7」に改め、同項第8号中「第55条において準用する民法第83条」を「第47条の3」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。